## 令和2年度 第1回若桜町農業委員会定例会議事録

招集年月日	令和2年4月9日	招集の場所	若桜町保健センター 2	階 大研修室
開会時刻	午前9時0分	閉 会 時 刻	午前11時20分	
	1番 田中圭子	3番	永 原 忠 雄 4番	岡本高士
出 席 委 員	5番 森木節幸 6番 伊井野	· 孝 一 7番	志 水 賢 一 8番	盛田敬一
	9番 石 田 嘉 男 10番 淺 井	裕 推進委員	淵 見 龍 彦 推進委員	山 本 昭 子
欠 席 委 員	2番 山田大地			
日程	<ol> <li>開会</li> <li>会長あいさつ</li> <li>農業委員会憲章の唱和</li> <li>議事録署名委員の決定</li> <li>報告第1号 農業委員会行事等の報告に報告第2号 認定電気通信事業者が行う報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯報告第4号 農地の復元に係る完了報告</li> <li>付議事項</li></ol>	中継施設等の設置に係 施設設置に係る農地軸 について 免について	云用報告について	
<b>工口人山上中</b>	7 その他			
委員会出席者	竹本事務局長 中島参事 銀杏主事			
議事録署名委員	6番   伊井野 孝 一   7番   志 水			
議 事 内 容				
1. 開会	事務局 令和2年度第1回若桜町農業ですので、今回の定例会は成立		します。本日は、農業委員 1 んは欠席です。会長さんより	

		します。
2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
	事務局	(事務局長あいさつ)
3. 農業委員会憲章の	会 長	農業委員会憲章の唱和を行います。
唱和	全 員	(唱和)
4. 議事録署名委員の 決定	会 長	議事録署名委員の決定です。今回は、6番の伊井野委員と7番の志水委員でお願いします。
5. 報告事項	会 長	報告事項です。報告第1号、農業委員会行事等の報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第1号、若桜町農業委員会関係の令和2年3月11日から4月8日までの行事等についてです。まず3月11日ですが、令和元年度第12回農業委員会定例会を開催しました。23日には、第2回鳥取県農業会議臨時総会が鳥取市で開催されました。4月7日には、第10回及び第11回の農業委員会定例会の議事録を若桜町ホームページに掲載しました。そしてこの1ヶ月間で、利用権設定等申出書を20件、農地法第4条第1項の規定による許可申請書を1件、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書を1件、公共事業の施工に伴う附帯施設に係る農地転用報告書を1件、農地の復元に係る完了報告書を1件受理しました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)

会長 報告第2号、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告について、事務局 よりお願いします。

報告第2号、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告についてです。 届出に係る農地は大字来見野の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は475㎡ですが、そのうち4㎡を転用されます。事業主体及び申請者はKDDI株式会社となっております。事業の名称は若桜来見野保位ヶ平局、事業の目的は携帯電話無線基地局の建設、事業計画の概要は高さ14.9mのコンクリート柱の建設、施工時期は令和2年7月上旬から8月下旬となっております。農用地区域または中山間地域等に関連する法令等は特にございません。

会 長 担当委員から、何か報告はありますか。

森木委員 ここは、何年も耕作されていない農地ですし、そもそも作ってくださる人がいません。

会 長 只今の報告について、質問、意見等はありませんか。

委員 (意見等なし)

事務局

事務局

会長 報告第3号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について、事務局よりお願いします。

報告第3号、公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用の報告についてです。

届出に係る農地ですが、大字屋堂羅の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、登記面積は186㎡ですが、そのうち98.7㎡を転用されます。申請者は八頭町久能寺にあります有限会社中田組となっております。事業名は三倉川外災害復旧工事、転用目的は工事用仮設道路・資材等の仮置き場、転用期間は令和2年2月1日から5月15日までで、これは農地への復元期間を含めます。工事完了後は、転用した区域を農地に復元し、地権者の確認を得るとのことです。ちなみにこの件

		は、工期延長の報告となっておりまして、終期が4月1日から5月15日までに延びたという報告です。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委員	(意見等なし)
	会 長	報告第4号、農地の復元に係る完了報告について、事務局よりお願いします。
	事務局	報告第4号、農地の復元に係る完了報告についてです。 届出に係る農地は大字小船の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、面積は1,087㎡です。届出者は鳥取県企業局となっております。当時の転用目的は工事用道路及び仮設ヤード、事業名は眷米発電所リニューアル事業のうちの土木工事、農地への復元年月日は令和2年3月13日です。
	会 長	担当委員から、何か報告はありますか。
	永原委員	現場を見に行きましたところ、現況の写真のとおり後始末をされておりました。
	会 長	只今の報告について、質問、意見等はありませんか。
	委 員	(意見等なし)
6. 付議事項	会 長	付議事項です。議案第1号、農業委員会事務局職員の任免について、事務局よりお願いします。
	事務局	議案第1号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局職員の 任免について議決を求めます。

まず専任解除となりましたのが佐々木明仁さん、農業委員会事務局長兼農林建設課長。異動年月日は令和2年3月31日です。専任となりましたのが竹本英樹さん、農業委員会事務局長兼農林建設課長。異動年月日は令和2年4月1日です。

会 長 先ほど紹介がありましたが、このとおりに任免してよろしいですか。

委員 (異議等なし)

会 長 それでは、事務局は今後ともよろしくお願いします。 議案第2号、利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

事務局 議案第2号、農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求めます。

1件目の申請農地は大字若桜の田2筆で、2筆の合計面積は4,210㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で、10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

盛田委員 現地確認を兼ねて、貸付人宅に伺いました。子供は町外に出られたようでして、若桜町に帰る予 定はないとのことです。本人も年でできませんので、借受人にお願いしたということでした。特に 問題はございません。

会 長 この件について、質問、意見等はありませんか。

委 員	(異議等なし)
会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出ついて、事務局よりお願いします。
事務局	2件目の申請農地は大字高野の田畑3筆で、3筆の合計面積は2,877㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字高野の〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は畑で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
会 長	この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。
盛田委員	担当委員の代理で事前調査をしました。〇〇〇〇宅の隣に、貸付人宅がございます。以前は畑をされていましたが、高齢によりできなくなり、こちらも借受人にお願いしたということでした。特に問題はありません。
会 長	この件について、質問、意見等はありませんか。
委 員	(異議等なし)
会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出ついて、事務局よりお願いします。
事務局	3件目の申請農地は大字浅井の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,078㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字浅井の〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料

無償での使用貸借です。

4件目の申請農地は大字浅井の農地 1 筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域外、面積は 1 , 3 4 2 ㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字浅井の $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$  、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は 5 年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これらも、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理

3件目です。新規とありますが、実質は継続で、個人名義から法人名義への切り替えです。先月の案件にもありましたが、安泰ニットの下の一帯を、借受人に耕作してもらっています。農機具の入り口もうまく入るようになっていますし、水の通りも法面も良いです。

4件目です。登記がまだ済んでおらず、共有者の名義で契約されます。実は、もう1筆、借り受けていた農地があったのですが、近所の人から水が漏れるという話があり、やめるということでした。そこの農地の耕作はしませんけれども、草刈りはすると言われました。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出ついて、事務局よりお願いします。

事務局

5件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は838㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字赤松の○○○、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は○○○○円です。

6件目の申請農地は大字赤松の田2筆で、2筆の合計面積は3,490㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の○○○、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は○○○○円です。

7件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域内、面積は1,540㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は畑で、設定期間は10年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

8件目の申請農地は大字赤松の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,100㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇〇、借受人は(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構となっております。利用目的は田で、設定期間は10年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

森木委員

5件目です。前回まで(農業法人設立前)は私の名義で耕作しておりまして、今回から(公財) 鳥取県農業農村担い手育成機構に依頼して契約するという話になりました。次に6件目です。以前 は赤松の〇〇〇〇が作っていましたが、経営規模を減らされるということで、今回から(公財)鳥 取県農業農村担い手育成機構と契約をされます。7件目と8件目については、以前に合意解約があ りまして、これらも(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構を通じて、農業法人に作ってもらう予 定です。特に問題はないと思いました。

会 長

今、農業法人はどのくらい耕作されていますか。

事務局

面積を言いますと、約9.7ヘクタールです。ただし、これは若桜町内のみでして、町外の農地は含めていません。

淵見推進委員
--------

農業法人が受けるという報告は、しなくてもいいのですか。

## 事務局

するほうがいいですね。農業委員さんとしては、その後の事がわからないことがあるでしょうし、 次回以降は報告させていただきます。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

次の利用権設定等申出ついて、事務局よりお願いします。

## 事務局

9件目の申請農地は大字香田の田3筆で、3筆の合計面積は2,381㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域外、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字長砂の〇〇〇、借受人は同じく若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

10件目の申請農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,593㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は東京都の〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

11件目の申請農地は大字香田の田3筆で、3筆の合計面積は7,057㎡です。農振区分は3筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字香田の○○○、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの借料は米○○kgです。

12件目の申請農地は大字香田の田2筆で、2筆の合計面積は3,604㎡です。農振区分は2 筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は米子市の○○○、借受人は若桜町大字 香田の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。

13件目の申請農地は大字香田の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,172㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字浅井の〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

14件目の申請農地は大字香田の田1筆と大字長砂の田3筆で、4筆の合計面積は6,599㎡です。農振区分は4筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字長砂の○○○、借受人は同じく若桜町大字長砂の○○○となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は○○○○円です。

15件目の申請農地は大字長砂の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は2,395㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字香田の〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

16件目の申請農地は大字長砂の田2筆で、2筆の合計面積は1,416㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字赤松の〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

17件目の申請農地は大字湯原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,071㎡、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字湯原の〇〇〇、借受人は若桜町大字長砂の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

私の担当区域ですので、聞き取り調査をしました。まずは9件目です。地目が田とありますが、 今はえごまを作っておられます。利用権設定の期間が切れるということで再設定をするので、特に 問題はないです。10件目ですが、以前は〇〇〇〇が作っておられましたけれども、息子の仕事の 都合で少なくしたいということで、他に作ってくださる人を探していたところ、借受人に作ってもらうことになりました。新規ですが、耕作者が変わるということです。○○○○ですし、問題ないと思いました。11件目です。これまでと同様に、借受人に作ってもらっています。新規とありますが、個人から法人への名義変更でして、実質は再設定です。特に問題ないと判断しました。12件目です。香田に家がありますが空き家状態になっていまして、貸付人は米子市に移りました。1筆だけは管理されているようですが、残り2筆については、借受人がこれまでどおり作るという再設定ですので、特に問題ないと判断しております。13件目です。大きな農地ですが、借受人がこのまま継続して耕作するということですので、問題ありません。14件目です。これも以前からずっと作られている農地です。うち3筆は、えごまを作っているということです。再設定ですので、特に問題ないと思いました。15件目です。借受人がずっと作られている農地ですので、再設定ですし、特に問題ないと判断しております。16件目です。これも再設定でして、ずっと借受人が作っておられる農地です。貸付人は転居し、今は大字赤松におられます。借受人に、再設定でこれからも作ってもらうことになります。17件目です。これまでも作ってもらっていますけれども、貸付人は農機具を買い替えないということで、すべて借受人に作ってもらうということです。特に問題ないと判断しました。

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委員 (異議等なし)

事務局

会 長 意見等がないので、申請どおり決定します。 次の利用権設定等申出ついて、事務局よりお願いします。

18件目の申請農地は大字糸白見の田2筆で、2筆の合計面積は1,205㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は再設定です。貸付人は若桜町大字糸白見の〇〇〇、借受人は若桜町の農業法人となっております。利用目的は田で、設定期間は5年、貸借種別は賃借料無償での使用貸借です。これも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、借受人の構成員は、この案

|件の議事に参与することができないこととなっています。

会 長 この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

職務代理 担当委員の代理で事前調査をしました。ずっと継続でして問題はないです。申請農地は、地番が 2筆に分かれていますが、現状は1枚でして、水の便利も良い所です。気になったのが、既に終期 年月日が書いてあることです。終期を見ると、設定期間が5年になりません。

森木委員終期年月日は、借受人の都合で設定されることがあるのですか。

事務局
そういうこともあります。

5年という設定期間が大事なのか、終期のほうが大事なのかということは、事務局が受け取るときに確認することです。事務局のほうは、数字等ははっきりわかっているはずです。継続というのは要するに、利用権設定の期間が切れたからといって、その日でストップして待っているのではありません。切れるとわかっていても引き続いて動くわけです。

会 長 ほかに意見等がなければ、申請どおり決定してよろしいですか。

委員 (異議等なし)

志水委員

事務局

会 長 それでは、申請どおり決定しますが、事務局は受け取る際にチェックをお願いします。 次の利用権設定等申出について、事務局よりお願いします。

> 19件目の申請農地は大字中原の田2筆で、2筆の合計面積は2,369㎡です。農振区分は2 筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇、借受人は 同じく若桜町大字中原の〇〇〇〇となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別

は賃借料無償での使用貸借です。

20件目の申請農地は大字中原の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに田で、農振区分は農用地区域内、面積は1,000㎡、設定の内容は新規設定です。貸付人は若桜町大字中原の〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は畑で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。

21件目の申請農地は大字中原の田2筆で、2筆の合計面積は2,158㎡です。農振区分は2筆とも農用地区域内、設定の内容は新規設定です。貸付人は鳥取市の〇〇〇、借受人は若桜町の法人となっております。利用目的は田で、設定期間は3年、貸借種別は賃貸借で10アールあたりの賃借料は〇〇〇〇円です。これらも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

会 長

これらの件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

永原委員

まずは19件目です。ここらは休耕田です。借受人は、地域おこし協力隊として〇〇〇〇に通われている方でして、機械を借りて耕作しようかと言われました。こうやって、この周辺を〇〇〇〇がしてくださるので、代わりになるのかなと思いました。貸付人も、こうやって作ってくださる人がいればお世話になろうかということで了解されました。あとは、〇〇〇〇に使用料を払ってするか、あるいは、仕事の一環で機械を借りて農地に入るのか、そのあたりが気になります。20件目です。去年までは作っていたようですけれども、本当にできなくなったということで、借受人に任せてみようかと思っているということでした。21件目です。ここらも大きい農地ですけれども、貸付人があがってきては、畦刈りや田んぼおこしをされている農地です。法面が大きく、耕作される方がいなかったですけれども、こうやって借受人に入っていただけるということで、貸付人もありがたいと言っておられました。

会 長

これらの件について、質問、意見等はありませんか。

委 員

(異議等なし)

会 長

意見等がないので、申請どおり決定します。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局よりお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、農業委員会の意見を求めます。

申請農地は大字吉川の農地1筆。地目は登記簿・現況ともに畑で、農振区分は農用地区域外、面積は21.94㎡です。申請者は若桜町大字吉川の〇〇〇〇ですが、智頭町の行政書士が代理人となっております。転用目的は個人墓地です。転用理由は、現在の墓地が山林内にあり、墓地への参道が年々崩れてきており、管理や参拝が困難であるため、便利のよい場所へ墓地を移設したいというものです。この案件は、無断転用事案に該当し、さらに、3月24日付で公告しましたけれども、農用地区域から除外する申請に係る案件となっております。農地の区分は、小集団の生産力の低い農地という理由により、第2種農地と判断されます。

会 長

この件について、担当委員から事前調査の報告をお願いします。

志水委員

以前に審議しました、農用地区域から除外する申請と内容がまったく同じです。我々が知りたいのは、農用地区域から除外する申請が許可されたか、それだけでいいです。

事務局

先ほど説明しましたように、令和2年3月24日付で県より、除外を認めるという旨の通知がありましたので、それに合わせて、農振除外をする旨の公告をしました。

志水委員

その公告の写しがあれば、審議の必要はありません。

会 長

この件について、質問、意見等はありませんか。

事務局

意見書を出すときには、志水委員さんがおっしゃいましたように、農振除外の公告文書の写しを

		併せて送らせていただきます。
	委 員	(異議等なし)
	会 長	意見等がないので、申請どおり決定します。
7. その他	会 長	その他の事項です。
		<ul><li>●事務局より、次期農業委員会の改選に係る応募・推薦状況について報告あり。これに関し、農業委員より、応募または推薦の方法等について問題提起あり。</li><li>●事務局より、農業委員会関係の冊子及びパンフレットの配布あり。</li><li>●次回定例会は、5月11日(月)9:00~に決定。</li></ul>
	会 長	以上で令和2年度第1回の定例会を終了します。